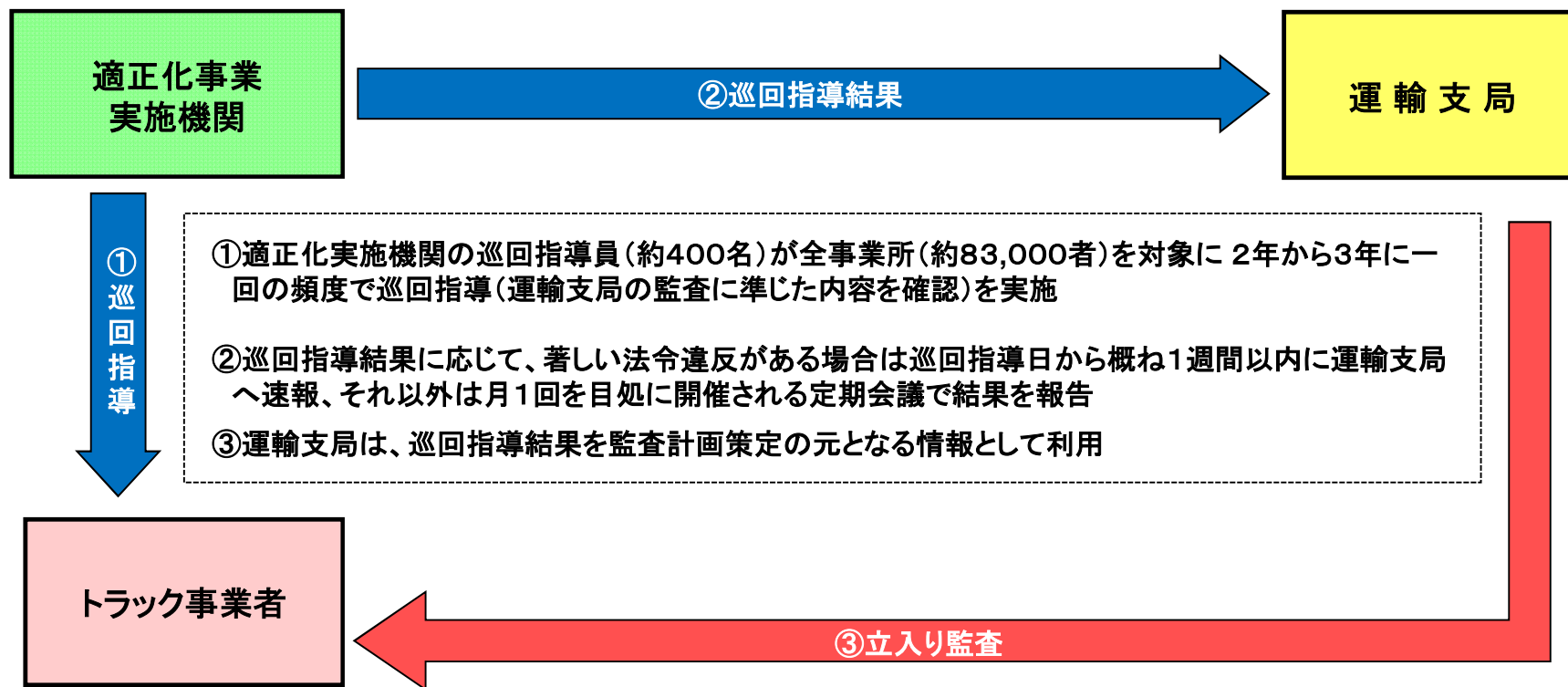


3. その他

①不適合事業者の排除について

適正化実施機関の巡回指導と運輸支局の立入り監査の関係

適正化実施機関の巡回指導結果を監査計画策定の元となる情報として利用。
これにより著しい法令違反のある事業所や評価の悪い事業所を優先的に監査を実施することが出来る。



適正化実施機関における巡回指導実績、運輸支局における監査実績

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
適正化実施機関	(巡回指導件数)	27,470	28,020	26,767
運輸支局	(監査事業者数)	7,507	7,148	7,016

監査方針の改正 (H25. 10施行)

- 悪質な事業者に対する集中的な監査の実施
関係機関からの通報、法令違反の疑いに関する情報、違反歴等の当該事業者に係る情報等をもとに、**重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施**

行政処分等の基準の改正 (H25. 11施行)

- 悪質・重大な法令違反の**処分を厳格化** → **事業停止(30日間)**
 - 運行管理者の未選任
 - 整備管理者の未選任
 - 全運転者に対して点呼未実施
 - 監査拒否、虚偽の陳述
 - 名義貸し、事業の貸渡し
 - 乗務時間の基準に著しく違反
 - 全ての車両の定期点検整備が未実施
- 事業停止後も引き続き法令違反の改善なし → **許可取消**
- その他、**記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等** → **処分量定の引き上げ**

トラック事業者に対する行政処分の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度《1月末まで》
許可取消	29	21	9
悪質・重大な法令違反による 30日間の事業停止	4 (6)	7 (10)	16 (20)
車両停止	1, 499	1, 493	941

※()内は、その他の事業停止処分を含む

改善基準告示等の概要

- 拘束時間：1日13時間まで
(16時間まで延長可。ただし15時間超は週に2回まで)
- 休息期間：1日継続8時間以上
- 運転時間：2日を平均して1日9時間まで
- 連続運転時間：4時間毎に30分以上の休憩を確保
(1回につき10分以上で分割可)

ポイント

- ・ 改善基準告示は労使で合意した内容を厚生労働大臣が告示しているもの。平成9年から内容について変更なし。
- ・ 行政処分基準は平成26年1月から変更。
- ・ 「改善基準告示が著しく遵守されていない場合は、30日間の事業停止処分」と局長通達で規定。(⑤。厳罰化)
- ・ それ以外の場合(①～④)については、処分は軽くなっている。(課長通達)

改善告示の遵守違反	旧	新
①各事項の未遵守 5件以下	警告 (再違反:20日車)	警告 (再違反:10日車)
②各事項の未遵守 6件以上 15件以下	20日車 (再違反:60日車)	10日車 (再違反:20日車)
③各事項の未遵守 16件以上 30件以下	30日車 (再違反:90日車)	20日車 (再違反:40日車)
④各事項の未遵守 31件以上	120日車 (再違反:240日車)	事業停止30日間
⑤未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間未遵守		

- 効果的に不適正事業者を市場から退出させるため、平成25年10月から速報制度を導入。
- 適正化実施機関は、巡回指導で重大・悪質な法令違反が疑われる状況を確認した場合は、運輸支局に速報。速報を受けた運輸支局は、速やかに監査に着手し当該法令違反が確認された場合は、行政処分等を実施。

【速報制度の運用状況(平成25年10月～平成28年12月)】

	事業所数	監査 (予定含む)		※1 行政指導	事業の 休廃止 ※2
			行政処分		
速報	362	163	106	175	28

※1 監査着手前に運行管理者等選任届出がなされた場合に行う行政指導

※2 監査着手前の事業休廃止14件、監査着手後の事業休廃止14件

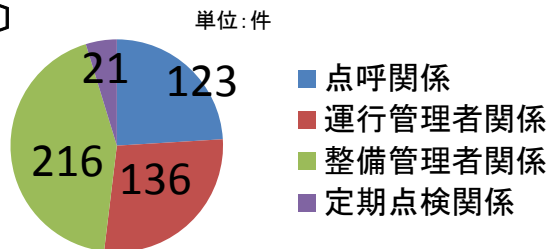
【速報を端緒とした事業停止処分】

処分日	支局	違反事実	事業停止
H27.4.13	大阪	点呼未実施	30日間
H27.7.14	栃木	運行管理者未選任	30日間
H27.8.3	青森	運行管理者未選任	30日間
H28.4.6	大阪	運行管理者未選任	30日間
H28.10.18	栃木	点呼未実施	30日間

【速報事案に係る違反の内容】

○ 項目別の違反件数 (H25.10～H28.12末)

違反件数合計496件



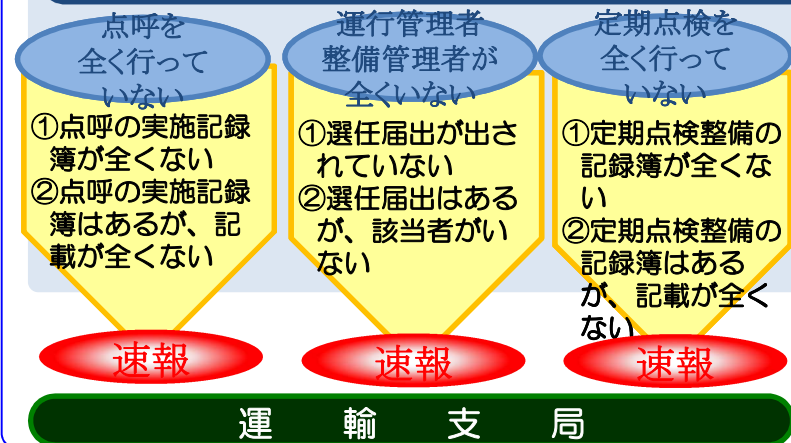
○ 車両規模別の違反件数 (H25.10～H28.12末)

単位: 件



速報制度の概要

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関



新規参入時におけるチェック体制の強化

- 平成26年5月、全日本トラック協会が『トラック運送事業の新規許可手続き要件の見直しに関する要望書』
- 同年7月、トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会から「不適正事業者の市場への参入を未然に防止するため、運輸開始時の許可基準遵守のためのチェックの厳格化が必要」との提言
- 関係通達を改正し、平成27年6月から運輸開始時における許可条件の遵守状況のチェックを厳格化するとともに、適正化事業実施機関による運輸開始後の新規巡回指導を強化

地方運輸支局

1. 許可条件の遵守状況のチェックの厳格化

① 許可に付す条件の追加

許可に付す条件として、運輸開始前に運行管理者・整備管理者の選任届を提出することを追加

② 運輸開始前に、許可に付された条件等の遵守状況の確認

許可に付された条件の遵守状況の報告様式を定め、事業用ナンバー交付手続の際に提出を求める(運行管理者・整備管理者選任届(写)、選任運転者の自動車運転免許証(写)、社会保険等に加入した員数がわかる書類を添付)

【平成28年1月～6月の実績(速報値)】

新規許可 (1月以降申請分)	遵守状況報告	運輸開始届
478件	333件	244件

(参考)新規許可申請標準処理期間:3月～4月、運輸開始届提出期限:許可から1年以内

地方適正化事業実施機関

2. 運輸開始後の新規巡回指導の強化

① 新規巡回指導の前倒し

運輸開始から6ヶ月以内に実施していた新規巡回指導を、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に前倒し

② 悪質な事業計画違反は運輸支局へ速報

新規巡回指導の結果、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる場合には、速報制度に準ずるものとして取扱い、運輸支局へ通報

【平成28年1月～6月の実績(速報値)】

新規巡回指導	新規巡回予定	速報 ※
46件	198件	0件

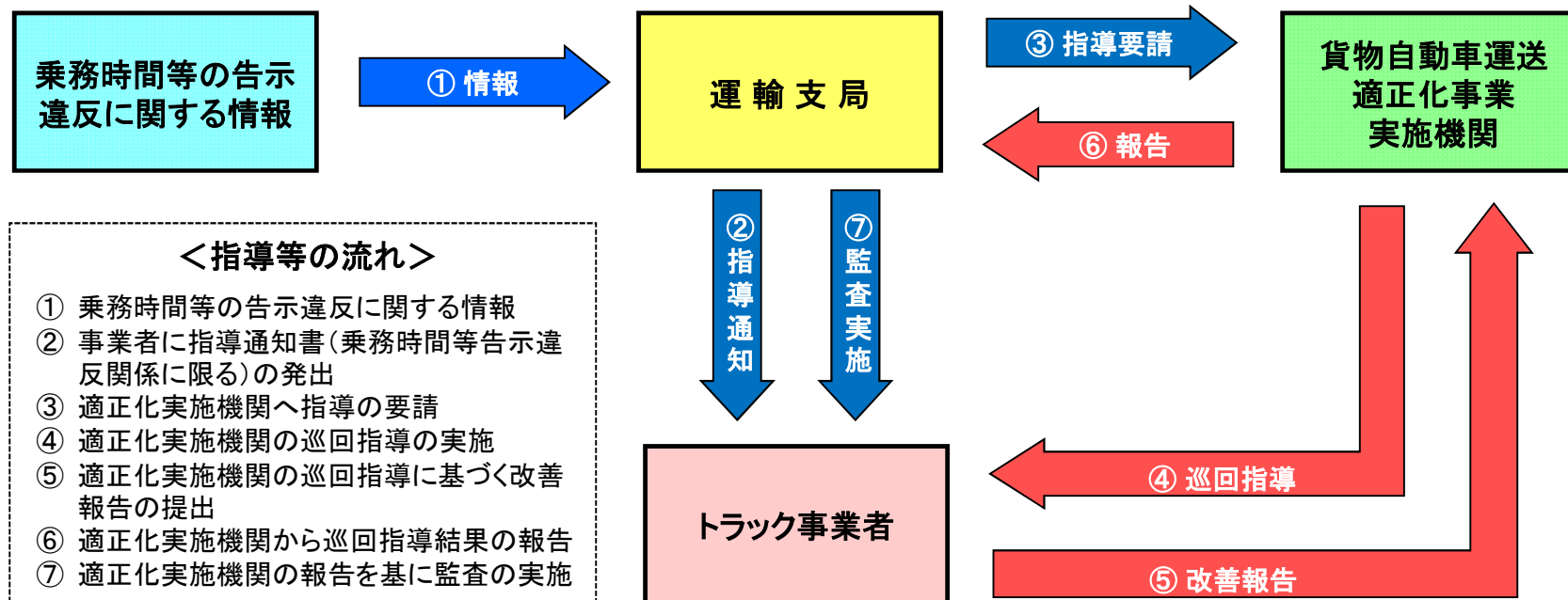
※ 悪質な事業計画違反の疑いで、運輸支局へ通報した件数

不適正事業者の市場への参入を未然に防止

平成27年7月21日付(課長通達)
国自安第40号、国自貨第40号
【平成27年9月1日施行】

- 過労防止に係る違反のおそれのあるトラック事業者に早期に改善させる必要があるため、適正化事業実施機関による巡回指導を早期(運輸支局の要請から概ね1~2ヶ月の間)に実施する仕組みを導入
- 適正化事業実施機関の巡回指導による改善効果を検証するため、運用状況を定期的に報告(実施機関→国交省)

事業者に対する指導方針の概要



※ 当該指導手続き中であっても、重大事故が発生した場合や通報の内容から早急の対応が必要な場合等は、監査を実施する場合がある。

○ 運用状況(平成27年9月~平成28年8月末)【速報値】

① 情報	②、③ 指導通知・要請(予定含む)	④~⑤巡回指導	④~⑤巡回指導予定	⑥ 報告	⑦ 監査(予定含む)
565件	516件	458件	58件	390件	29件

厚生労働省との連携強化

運転者の労務・健康管理の改善

- 自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度を**改正**し、**健康管理に関する違反事案**について、厚生労働省との**相互通報の対象に追加**（H28. 8. 8 施行）

労働安全衛生法に基づく**健康診断の未受診**を新たに追加（平成28年8月～）



国土交通省

○ 地方運輸局、運輸支局等

監査において確認された、労働基準法、最低賃金法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等に重大な違反の疑いがあると認められるものについて通報

通報を端緒とした監査を実施し、違反内容に応じ処分を実施

《通報事案》

- ・運転者の拘束時間、休息期間、休日等に係る違反
- ・最低賃金に係る違反

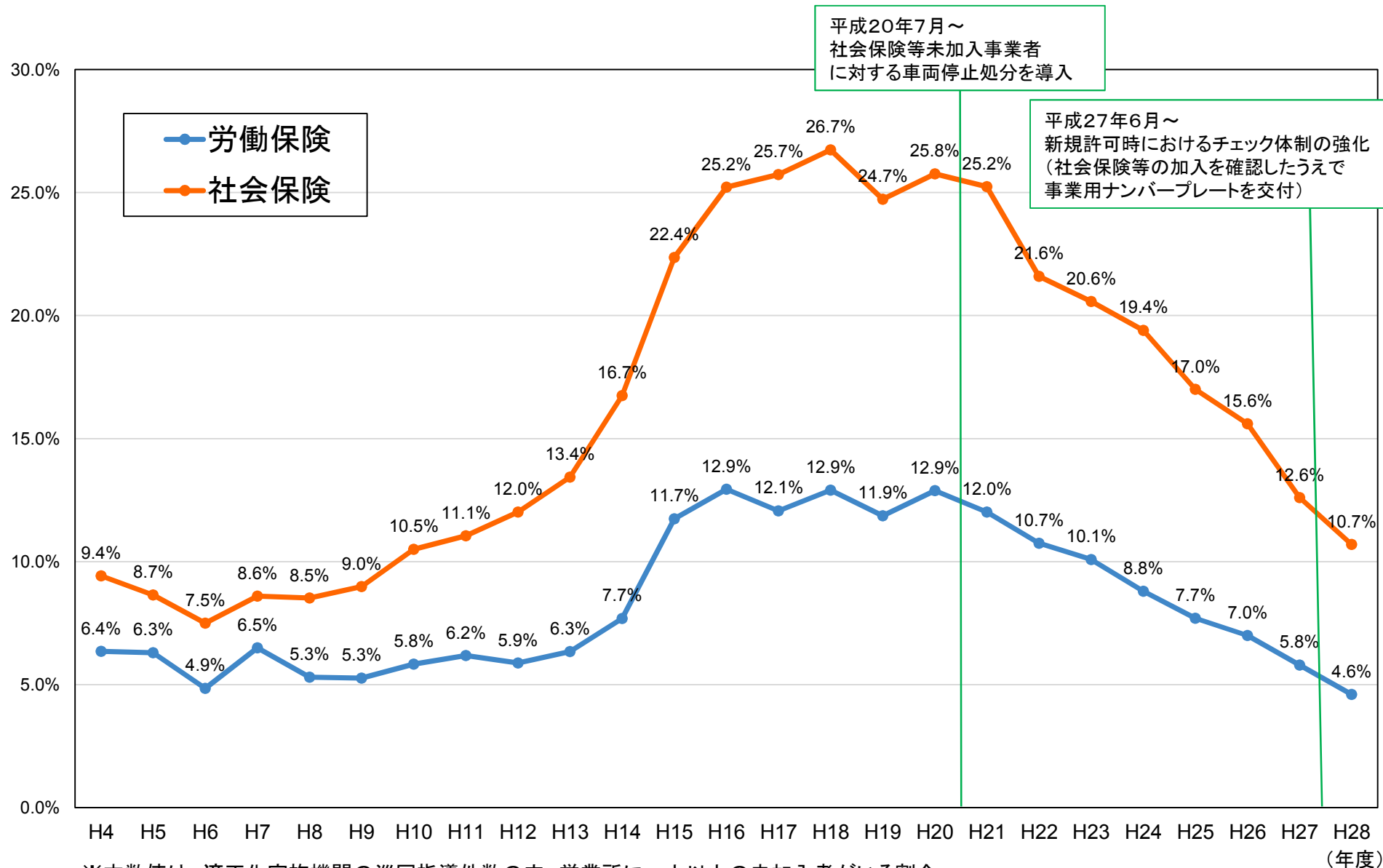
厚生労働省

○ 労働基準監督機関

臨検監督の結果、運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて通報

通報を受けた事案について、事業場に対する監督指導等を実施

貨物運送事業における社会保険等未加入率の推移



※本数値は、適正化実施機関の巡回指導件数の内、営業所に一人以上の未加入者がいる割合。
 ※平成28年度は、平成28年4月1日～平成28年12月31日までの結果で速報値。

②自主行動計画の策定について

「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の策定について(貨物運送事業)

- 平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官より、全日本トラック協会の手前運送事業者に対し、「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定を要請。
- 平成29年3月9日(木) 全日本トラック協会理事会において「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」を承認。

自主行動計画の概要

I. 計画の概要

【1. 計画の目的】

個々の事業者における適正取引推進等のための取組を一層推進させること

【2. 計画を実践する事業者】

全日本トラック協会物流ネットワーク委員会を構成する大手運送事業者19者が実施。

【3. 計画が対象とする取引範囲】

下請法規制対象外の取引についても適用。

【4. 計画取組上の留意点】

本計画に基づき、**平成29年6月末までに各社独自の自主行動計画を策定。**

II. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

【1. コスト負担の適正化】

① 作業内容や時間単価を明らかにし実費を別建てで支払うなど、**附帯作業料、荷待ち料金、高速道路料金等のコスト負担に関するルールの明確化及び燃料・人件費等の上昇分を考慮した負担ルールの設定**

② 運送、取引条件については、**十分な協議**を実施 等

【2. 運賃・料金の決定方法の適正化】

下請事業者の原価を考慮した運賃・料金の設定 等

【3. 契約書の書面化推進】

下請事業者とは基本契約を締結するなど、**原則100%の書面化を実施。** 等

11【4. 支払条件の適正化】

運賃・料金の支払いについては、**可能な限り現金払**。また、手形サイトは**将来的に60日を目標として改善**に努める 等

自主行動計画の概要

Ⅲ. 荷主と下請事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

【1. 多層化取引に係る取引適正化】

- ① 適正取引や安全義務の観点から、全ての取引について、**原則、2次下請(※)までに制限**
- ② **改善基準告示違反**の可能性があることを理由に、自社運行せずに下請事業者に対して**運送依頼をすることを禁止**
- ③ **高速道路料金等の実費**について、下請事業者から実運送事業者に対し**支払いが確実になされているか確認** 等
(※) 例：荷主⇒元請⇒1次下請⇒2次下請

【2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制】

- ① **荷主からの運送依頼**を受ける時点で、**改善基準告示を遵守できるかどうか確認**
- ② **改善基準告示を遵守できない事例**が確認された場合、**発着荷主と十分に協議し、改善基準告示の遵守、長時間労働改善**に向けた取組を実施 等

【3. 生産性向上（付加価値向上）】

発着荷主及び下請事業者と連携し、付帯作業時間、荷待ち時間等の課題を整理し、**業務改善**を実施 等

Ⅳ. 下請ガイドラインの遵守

・取引適正化の推進のために、国土交通省、公正取引委員会が策定した各種ガイドライン等を参考に、行動マニュアル、取引・契約に関する社内ルール等の見直し、整備

Ⅴ. 推進体制の整備

【1. 組織体制の整備】 本計画を推進するための責任部署の設置、担当者の配置 等

【2. 人材育成】 本計画の実効性の確保に向け、研修会等を実施

【3. フォローアップ(FU)】

- ① 各社のセルフ・FU：本計画取組事業者は、フィードバック手法等について検討を行い、ルールを整備し、確実に実施
- ② 全日本トラック協会によるFU：中企庁・経産省が定める業種横断的なフォローアップ指針を踏まえ実施 等

【4. 普及啓発】 **19事業者以外**の**大手運送事業者**についても、**本計画を率先して実践**するよう、関係者へ働きかけ

○ 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員名簿(19事業者)

【北海道】札幌自動車運輸(株)	【新潟県】新潟運輸(株)	【静岡県】近物レックス(株)	【広島県】福山通運(株)
【山形県】第一貨物(株)	【長野県】信越定期自動車(株)	【愛知県】名鉄運輸(株)	【香川県】三豊運送(株)
【東京都】日通トランスポート(株)	【富山県】トナミ運輸(株)	【京都府】佐川急便(株)	【福岡県】(株)博運社
【東京都】ヤマト運輸(株)	【岐阜県】西濃運輸(株)	【大阪府】センコー(株)	【全 国】日本通運(株)
【新潟県】中越運送(株)	【岐阜県】(株)エスラインギフ	【岡山県】岡山県貨物運送(株)	

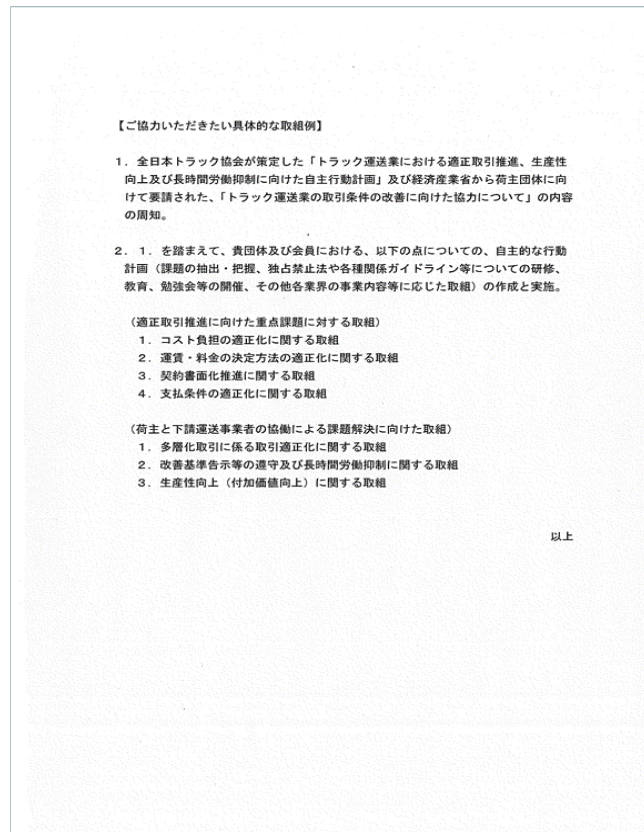
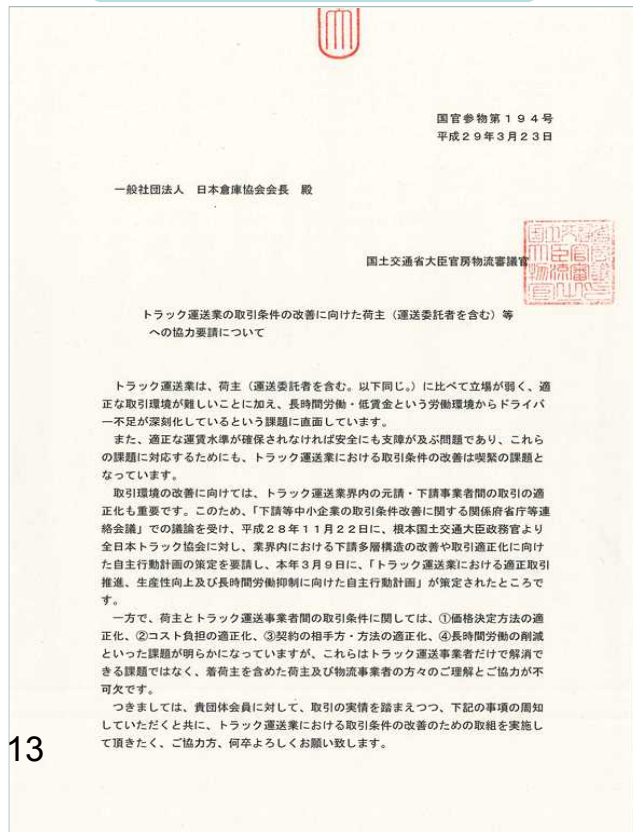
トラック運送業の取引改善に向けた荷主(運送委託者を含む)等への協力要請について(倉庫業・貨物利用運送事業者)

平成29年3月23日、物流審議官から、倉庫業及び貨物利用運送事業の6団体あてに、「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主(運送委託者を含む)等への協力要請について」を发出。

＜要請内容＞

- ・全日本トラック協会が策定した「自主行動計画」及び経済産業省から荷主団体に向けて要請された「トラック運送業の取引条件の改善に向けた協力について」の各会員事業者への内容周知。
- ・各団体の事業内容に応じた、自主的な行動計画の策定。

団体あて協力要請文書



要請先団体

日本倉庫協会
 日本冷蔵倉庫協会
 全国通運連盟
 航空貨物運送協会
 国際フレイトフォワードーズ協会
 日本内航運送取扱業海運組合